

## 『顔氏家訓』と『和名類聚抄』

—『遊仙窟』「師説」注記との比較から—

## 一、『和名類聚抄』における「師説」と講説の場

承平年間（九三二～九三八）、源順が撰進した『和名類聚抄』（以下『和名抄』と略称）に引用される文献は、漢籍・和書・仏書合わせて三百数十種にのぼる。<sup>①</sup> その多くは書名をもって和訓をみちびくが、なかには書名をあげず、「師説」「俗云」「俗用」「俗語云」「此間云」「和語云」「訓」「読」のような形式をとるものがある。<sup>②</sup>

このうち、「師説」とする注記は、十巻本系に四九例確認される。その引用書目を引用回数が多い順にあげると、『文選』二五例、『遊仙窟』七例、『日本紀私記』三例、『日本紀』二例とつづき、「師説」引用二例の書は『顔氏家訓』『漢書』『周易』『食療経』、一例の書は『礼記注』『晋書』『病源論』『宿曜経』となる。

『和名抄』における「師説」注記とは何であったのか。

川口久雄氏は「師説」に直接書承・間接書承の経路を想定して次のように述べられた。

なお周易・文選・遊仙窟等の引用にあたって、「師説」として訓を注しているがこれは明らかに孫引ではなくして、原典の訓点本を「師」と称するものからうけ伝えたのによるのであろう。しかし訓をひろいとするには、直接に訓点本をひらいてえらびとることのほかに、それらの訓釈や音義をあつめた冊巻のごときもの、（たとえば宇多天皇宸

## 藏中しのぶ

翰の東山御文庫所蔵の周易抄のようなもの）または本文の巻尾または毎節の末に一括して翻訳や音義などをぬきだしてしるしつけたもの（例えば興福寺所蔵延喜古鈔本日本霊異記のようなもの）によって、その訓釈・音義がひろいとられることもあったにちがいない。<sup>③</sup>

『和名抄』の引用書目、特に「師説」注記の付された書目は、律令の範疇に収まるものを多く含んでいる。『周易』『礼記』は「大学寮式」にいう「応講説書籍」であり、「学令」「医疾令」には官人・学生・医生・針生等の必修の書目が規定される。また、『文選』『爾雅』は「選叙令」に「進士取明閑時務、并読『文選』『爾雅』」とみえ、さらに、『日本紀』『日本紀私記』には日本紀講書の場合が存在し、『漢書』『史記』も広く読まれた。<sup>④</sup> 『和名抄』の背後には律令があり、大学寮をはじめとする講筵の場、学問教育の場が存在した。

平安期の漢籍・古辞書にみえる「師説」三三三条を収集された小林芳規氏は、これらが字句校異・字音・訓読・釈義考証の多方面にわたる当時の学問の具体相を示しており、「師説」とは、大学寮における教官の講説・講義録を主とした教官の説のごときものであるとして、その成立を平安初期とされた。<sup>⑤</sup>

一方、「師説」注記が七例検出される『遊仙窟』は唐代の俗書であり、大学寮で講筵のひらかれる質の書ではない。藏中進は『遊仙窟』に「官学外の場所で行われた訓読伝授の場」、私的講筵の場を想定して次のよう

に述べた。

したがって正規の大学寮のテキストとしては行われずとも、案外に急速且つ広範囲に行われたのではないかと思われ、その訓読・釈義などに関する「師説」は、大学寮の外にあつての学儒・師僧などの私的講筵・仏寺の教講の場・僧坊などでの講説等々の形で、しばしば、あるいはひそかに行われたことと思う。遊仙窟における「師説」訓とはまさにこのような形で、主として官学外の場所で行われた訓読伝授をさしているのではあるまいか。<sup>⑥</sup>

「師説」の背後には、公私にわたる講書・講筵の場、学問教育の場があり、しかも、それらは平安初期をさかのぼり、奈良朝以前の痕跡をとどめている場合も少なくない。奈良朝においても、律令学・仏教学・文学の講説の場が公私にわたって開筵され、それらが注釈・語釈の形式をとって伝わり、『和名抄』にも、その幾何かが拾いあげられている。<sup>⑦</sup>『和名抄』をはじめとする古辞書・古注釈・類書やそこに引かれた音義・釈義には、奈良朝以前にさかのぼる学問が、ある程度の体系を保つたまま温存されているとみてよい。

『和名抄』が「師説」注記をほどこす引用書には、「師説」、さらには「師説」が講じられた講説の場を垣間見ることができるとはならないか。

こうした見通しのもと、本稿は「師説」注記を有し、なおかつ大学寮のテキストとされなかった典籍のうち、まず、北斉・顔之推の撰になる訓戒書『顔氏家訓』七卷（二巻とも）の引用例を検証する。『顔氏家訓』は吉備真備撰『私教類聚』をはじめ、『懐風藻』『万葉集』等に影響を与えたことが指摘され、『和名抄』十巻本に九例（廿巻本八例）の引用があり、「師説」注記は二例確認される。『和名抄』による『顔氏家訓』引用の手法を『遊仙窟』のそれと比較しつつ検討するとともに、『和名抄』における『顔氏家訓』の受容と活用を具体相をあきらかにすることを目的とする。

## 二、『顔氏家訓』の「師説」注記

吉備真備（六九五～七七五）が家訓書『私教類聚』一巻を撰述したのは、真備晩年の宝龜元年（七七〇）頃とされる。しかし、この書は夙く散佚し、滝川政次郎氏は『政事要略』に引く『私教類聚』佚文と『顔氏家訓』本文を比較検討し、『私教類聚』は『顔氏家訓』を模倣して作られたことを論証された。<sup>⑧</sup>

一方、『顔氏家訓』撰者・顔之推は、字は介、侯景の乱以後、梁の都・建康を離れて北斉に移り、北斉滅亡後は北周・隋に仕えた。山東省瑯琊を本貫とする顔氏は、東晋以来、建康に移り、代々南朝に仕えた門閥貴族であり、『顔氏家訓』は子孫に対する訓戒の書であるとともに、六朝貴族社会の価値観をうかがう貴重な史料とされる。

『和名抄』に引用される『顔氏家訓』は、十巻本系に九例、廿巻本系に八例確認される。

便宜上、十巻本系本文は狩谷掖齋撰『箋注倭名類聚抄』（以下「箋注」と略称）、廿巻本系本文は那波道圓による『元和古活字版和名類聚抄』（以下「元和本」と略称）に拠った。

掲出語（『顔氏家訓』）

十巻本系

廿巻本系

- |              |               |                 |
|--------------|---------------|-----------------|
| ① 嬰兒（教子第二）   | 卷一人倫部男女類「86ウ  | ×               |
| ② 後夫（後娶第四）   | 卷一人倫部夫妻類「132ウ | 卷二夫妻類第廿九「29オ    |
| ③ 前夫（後娶第四）   | 卷一人倫部夫妻類「132ウ | 卷二夫妻類第廿九「29オ    |
| ④ 前後妻（後娶第四）  | 卷一人倫部夫妻類「135オ | 卷二人倫部夫妻類「135オ   |
| ⑤ 傀儡子（書証第十七） | 卷二術芸部雜芸具「110オ | 卷四雜芸具第四十五「8オ    |
| ⑥ 長簷車（勉学第八）  | 卷三舟車部車類 3「70ウ | 卷十一車類第百四十六「16オ  |
| ⑦ 麻鞋（治家第五）   | 卷四裝束部履襪類「28ウ  | 卷十二履襪類第百六十七「15オ |
| ⑧ 注連（風操第六）   | 卷五調度部祭祀具「18オ  | 卷十三祭祀具第百七十二「18オ |

⑨門燎（風操第六） 卷六調度部葬送具の「オ 卷十四葬送具第百九十二」オ  
 これら『和名抄』所引『顔氏家訓』九例の内容を整理したものが表1である。

\*表1・『和名類聚抄』所引『顔氏家訓』本文

掲出語	付訓語	引用形式	和訓	『和名抄』所引『顔氏家訓』本文
①嬰兒	嬰孩	師説	阿歧度布	『教子第二』
②後夫	後夫	和名	宇波子	後夫多寵前夫之子。 （後娶第四）
③前夫	前夫	一云 和名	伊万乃乎宇止 之太平、 毛止乃乎止古	
④前後妻	前妻 後妻	和名	古奈美 宇波奈利	後妻多惡前妻之子 （後娶第四）
⑤傀儡子	前妻之子 後妻所稱 前夫之子 後夫所稱		並麻々古也	世稱後子、本文未詳也。 （後娶第四）
⑥長簷車	乘長簷車	今案俗云	×	俗名為郭秀。 （書証第十七）
⑦麻鞋	麻鞋		乎久豆	庇刺車、是乎。 （勉学第八）
⑧注連	注連 章斷	師説	之梨久倍奈波 之度太智	一屋麻鞋。『弁色立成』云、麻鞋以麻為之。 （治家第五） 『日本紀私記』云、端出之繩、讀與注連同。 （風操第六）
⑨門燎			×	喪出之日、門前燃火。 （風操第六）

『顔氏家訓』の「師説」注記は、十卷本に①嬰兒・⑧注連の二例、廿卷本には⑧注連一例のみが確認される。わずか二例の『顔氏家訓』「師説」注記は、何を物語るであろうか。

第一に、十卷本系にのみ存在する①嬰兒の本文は、次のとおりである。  
 ○十卷本

嬰兒 『唐韻』云、孩。戸来反。『弁色立成』云、嬰兒、美都利也。始生小兒也。

『顔氏家訓』云、嬰孩、師説、阿歧度布。

（卷一人倫部男女類1-86ウ）

\*出典 『顔氏家訓』「教子第二」

俗諺曰、「教婦初来、教兒嬰孩。」（「教子第二」）

この項は十卷本系にのみ存在し、本文の異同が甚だしい。広本に『顔氏』以下十三字がなく、『顔氏家訓』は引用されない。また、昌平本・広本では『顔氏家訓』の直前に十八字「蒼頡云、女云嬰知於反、男云兒反故移」があるが、この本文は旧本・山田本・尾張本・曲直瀬本・下総本になく、校斎は後人の増補を疑う。つまり、本文に異同がないのは『唐韻』を引く冒頭部のみであり、源順の原撰本には、この文のみが存在した可能性が高い。

『和名抄』諸本の本文状況からみて、①嬰兒の項には『顔氏家訓』の引用自体が原撰本にはなかった可能性があり、この「師説」が『顔氏家訓』自体に付された「師説」であったという確証を得ることはできない。

第二に、⑧注連の本文である。

○十卷本

注連 『顔氏家訓』云、注連章斷師説、注連之梨久倍、『日本紀私記』云、端出之繩讀與注連同。

（卷五調度部祭祀具5-18オ）

○廿卷本

注連 『顔氏家訓』云、注連章斷、師説、注連之梨久、章斷之度、『日本紀私記』云、端出之繩讀與注連同。

（卷十三祭祀具5-18オ）

\*出典 『顔氏家訓』「風操第六」。

偏傍之書、死有婦殺。子孫逃竄、莫肯在家、画瓦書符、作諸厭勝。喪出之日、門前燃火、戸外列灰、祓送家鬼、章斷注連。凡如此比、不近有情。乃儒雅之罪人、彈議所当加也。

『顔氏家訓』は「章断注連」に作る。『和名抄』が「注連章断」と語順を逆にしたのは、掲出語「注連」を先掲し、「師説」として「注連、之梨久倍奈波」を掲げ、その後「章断、之度太智」を配置するための工夫であり、意図的な改変であろう。この操作によって、「注連」「章断」のふたつの和訓を掲出することが可能となる。

さらに『和名抄』が、『顔氏家訓』の直後に『日本紀私記』を引き、両者を並記する手法に注目したい。『日本紀私記』「端出之繩」の割注「読與注連同」は、「端出之繩」の和訓が「師説、注連」と同じ「之梨久倍奈波」であることを注す。つまり、この「師説、注連之梨久倍奈波」は、『顔氏家訓』と『日本紀私記』に共有されているのである。

箋注は『古事記』上巻の「尻久米繩」の用例をあげ、『日本書紀』にも「端出之繩」の語がある。むしろ、「師説」として引かれる和訓「之梨久倍奈波」は、『日本紀私記』から採取された可能性が高い。この「師説」は『日本紀私記』のものではなかったか。『顔氏家訓』の「師説」としては疑問をのこす。

したがって、これら①嬰兒・⑧注連の「師説」注記二例は、いずれも、『顔氏家訓』自体に付された「師説」と認定するには不確かなものとせざるをえないであろう。

⑧注連と同様に、他書の和訓を引く可能性を示す例に、⑦麻鞋の「和名」注記がある。

○十巻本

麻鞋 『顔氏家訓』云、麻鞋一屋麻鞋 手久豆。弁色立。云。麻鞋以麻為之。

(巻四装束部履襪類4-28ウ)

○廿巻本

麻鞋 『顔氏家訓』云、麻鞋一屋麻鞋 和名乎久豆。弁色立。云。麻鞋以麻為之。

(巻十二履襪類12-27オ)

『顔氏家訓』と『和名類聚抄』

\*出典『顔氏家訓』「治家第五」

鄴下有一領軍、貪積已甚、家童八百、誓滿一千、朝夕每人看膳、以十五錢為率、遇有客旅、更無以兼。後坐事伏法、籍其家産、麻鞋一屋、弊衣數庫、其餘財宝、不可勝言。

『和名抄』は割注として『弁色立成』を引くが、和訓はない。そもそも、『弁色立成』は漢語を掲出して和名を万葉仮名で注記する形式から、『和名抄』の骨格を形成した書のひとつと目され、『和名抄』における引用回数は一二〇例におよぶ。その『弁色立成』が割注に引かれて和名を記載せず、しかも、廿巻本には「和名乎久豆」とあるのに対して、十巻本は「和名」を欠いて「乎久豆」とのみ記す。

この本文もまた、「和名乎久豆」が『弁色立成』を依拠する和訓であったため、源順が本文に手を入れたことが推測される。つまり、『顔氏家訓』本文は「麻鞋一屋」まで。割注で『弁色立成』の「和名乎久豆」を先に掲げたため、『弁色立成』云の後に置かれるはずの『弁色立成』の「和名」がなく、「麻鞋以麻為之」のみとなったのではないか。推測の域をでないが、⑦麻鞋の「和名乎久豆」は『弁色立成』を出典とする和訓で、『顔氏家訓』のものではない可能性が高い。

以上、『顔氏家訓』「師説」注記二例は、いずれも『顔氏家訓』の「師説」として認定しがたく、⑦麻鞋の「和名」もまた、『顔氏家訓』のものではない可能性が高い。

この推測が許されるなら、⑧注連の『顔氏家訓』の「師説」は、源順が本文に手を入れたことによって、たまたま『顔氏家訓』に冠せられたことになる。

源順は編纂上の工夫をさまざまに凝らしていた。ただ、『顔氏家訓』引用にあたって、これほどの本文の操作を要したことは、源順が参考した『顔氏家訓』に固有の和訓例が豊富ではなかったことを示している。十四

例の「師説」注記を有する『遊仙窟』の場合とは異なり、『顔氏家訓』には『遊仙窟』のような講説の場合、ないしはその記録類がなかったか、少なくとも源順には伝わっていないことを示唆するものと考えられる。

三、『顔氏家訓』と『遊仙窟』

―同一形式・同時採集による本文の引用―

『和名抄』に引く『顔氏家訓』九例は、『和名抄』十卷本系では卷一・二・三・四・五・六に、①嬰兒を欠く廿卷本系では卷二・四・十一・十二・十三・十四に偏在する。これを出典『顔氏家訓』の側からみれば、同じ篇から複数の項にわたって本文を引用する例が二例、第一に「後娶第四」を引く②後夫・③前夫・④前後妻の四項、第二に「風操第六」を引く⑧注連・⑨門燎の二項となる。

第一に、『顔氏家訓』「後娶第四」を出典とする②後夫・③前夫・④前後妻である。

②後夫

③前夫

後夫 『顔氏家訓』云、後夫多寵前夫之子後夫 和名宇波乎、伊乃乎止

(卷一人倫部夫妻類1-132ウ)

④前後妻

前後妻 『顔氏家訓』云、後妻多惡前妻之子和名、前妻、占家、後妻、宇波奈利、前妻之子、後妻所稱、前夫之子、後夫所稱、並麻々古也

(卷二夫妻類第廿九2-20オ)

⑧注連

⑨門燎

注連 『和名抄』云、注連和名、之太平、毛止乃乎止古

(卷一人倫部夫妻類1-132ウ)

②後夫

後夫 『顔氏』云、前夫和名、之太平、毛止乃乎

(卷二夫妻類第廿九2-20オ)

③前夫

④前後妻

⑧注連

世称、後子、本文未詳也

(卷一人倫部夫妻類1-135オ)

⑨門燎

門燎 『周礼』云、喪設門燎力帯反、俗、門火

『顔氏家訓』云、喪出之日、門前

\*出典『顔氏家訓』「後娶第四」

凡庸之性、後夫多寵前夫之孤、後妻必虐前妻之子。非唯婦人懷嫉妬之情、丈夫有沈惑之僻。亦事勢使之然也。前夫之孤、不敢与我子争家、提携鞠養、積習生愛。故寵之。前妻之子、每居已生之上、宦学婚嫁、莫不為防焉。故虐之。異姓寵則父母被怨、繼親虐則兄弟為讐。家有此者、皆門戸之禍也。

出典は冒頭の一文、『顔氏家訓』「必虐」を十卷本は「多惡」、廿卷本は「必惡」に作る。②後夫は『顔氏家訓』「孤」を「子」に作る。④前後妻は、十卷本が「前後妻」に一括するのに対して、廿卷本は「後妻」「前妻」と項を分かつ。

『和名抄』②後夫・③前夫・④前後妻(後妻・前妻)の掲出順は『顔氏家訓』に従っており、源順が『顔氏家訓』本文を忠実にたどりながら、四項を一括して冒頭の一文から抜き出したことが確認される。

第二に、⑨門燎は、前節の⑧注連と同じく、出典は「風操第六」であり、『顔氏家訓』「然」を「燃」に作る。

⑩十卷本

門燎 『周礼』云、喪設門燎力帯反、俗、門火 『顔氏家訓』云、喪出之日、門前

燃火。(卷六調度部葬送具6-79才)

○廿卷本

門燎 『周礼』云、喪設門燎力沛反。俗。門火。 『顔氏家訓』云、喪出之日、門前燃火。(卷十四葬送具第百九十四-21才)

\* 出典 『顔氏家訓』「風操第六」

喪出之日、門前燃火、戸外列灰、祓送家鬼、章断注連。凡如此比、不近有情。

これは葬送に関する迷信を列挙する文脈中の対句表現であり、出典中に⑨門燎「喪出之日、門前燃火」と⑧注連「章断注連」の位置は近接する。対句を好み、同一箇所から複数の項を同一形式で引用する『和名抄』のこの手法は、『遊仙窟』にすでに指摘されている。

『和名抄』の『遊仙窟』引用の手法について、蔵中進は、他書や訓釈・音義の類からの孫引きではなく、源順が『遊仙窟』本文を直接参看して、対句を同時に採集し、同一形式をもって各項に配置したものとした。<sup>⑩</sup>

『顔氏家訓』を引く上記二例にも、ほぼ同様の事情が想定されてよい。源順は直接『顔氏家訓』を参看し、「後娶第四」から②後夫・③前夫・④前後妻の四項を、「風操第六」から⑧注連・⑨門燎の対句を、それぞれ同時に採集し、同一形式をもって配置した。

『和名抄』撰述にあたって、源順は『顔氏家訓』『遊仙窟』を同じ方法で引用していた。両書は、源順のなかで同じ位相の同類の書として位置づけられていたのである。

#### 四、『顔氏家訓』本文のみの引用形式

『顔氏家訓』を引く場合、『和名抄』が本文のみを引用する形式が三例ある。換言すれば、この三例は和訓を採用しない引用形式である。漢語

『顔氏家訓』と『和名類聚抄』

を掲出し、万葉仮名で和名・和訓を示すという『和名抄』のありかたからすれば、異例の注記であるといえよう。

⑤ 傀儡子「俗名為郭禿」

⑥ 長簷車「乘長簷車今案、俗云、此刺車、是乎。」

⑨ 門燎「喪出之日、門前燃火」

第一に、⑤傀儡子の『和名抄』本文は次のとおりである。

○十卷本

傀儡子 『唐韻』云、傀儡和名久々豆、音豆。、樂人所弄也。『顔氏家訓』云、俗名傀儡子為郭禿。(卷二術芸部雜芸具2-110才)

○廿卷本

傀儡子 『唐韻』云、傀儡和名久々豆、音豆。、樂人之所弄也。『顔氏家訓』云、俗名傀儡子為郭禿。(卷四雜芸具第四十五4-8才)

\* 出典 『顔氏家訓』『書証第十七』

或問、「俗名傀儡子為郭禿、有故実乎」。

答曰、「風俗通云、『諸郭皆禿禿』。当是前代人有姓郭而病禿者、滑稽戲調。故後人為其象、呼為郭禿。猶文康象庾亮耳」。

『和名抄』は、掲出語「傀儡子」に一致する「俗名傀儡子為郭禿」をそのまま引用する。「俗名」も『顔氏家訓』の本文であり、『和名抄』の注記ではない。

第二に、⑥長簷車の『和名抄』本文は次のとおりである。

○十卷本

長簷車 『顔氏家訓』云、乘長簷車今案、俗云、此刺車、是乎。(卷三舟車部車類3-70ウ)

○廿卷本

長簷車 『顔氏家訓』云、乘長簷車今案、俗云、此刺車、是乎。(卷十一車類第百四十六11-6才)

## \* 出典『顔氏家訓』「勉学第八」

梁朝全盛之時、貴遊子弟、多無學術、至於諺云、「上車不落則著作、体中何如則秘書」。無不熏衣剃面、傅粉施朱、駕長簷車、跟高齒屐、坐棋子方褥、憑斑絲隱囊、列器玩於左右、從容出入、望若神仙。明經求第、則顧人答策、三九公宴、則假手賦詩。當爾之時、亦快士也。『和名抄』は掲出語「長簷車」を含む「駕長簷車」の一句を抜きだし、「駕」を「乗」に作る。なお、『和名抄』の「今案」は、源順の序文に「注加今案、聊明故老之説、略述閭巷之談、償而謂之」とあり、源順自身の補説とみてよい。掲出語「長簷車」について、源順が「俗に云ふ」ところの「庇刺車」を比定したものである。

以上の⑤傀儡子・⑥長簷車は掲出語と本文が一致するが、和訓がない。掲出語の用例として『顔氏家訓』の本文を提示したものと解される。

第三に、⑨門燎「喪出之日、門前燃火」は、前掲『顔氏家訓』「風操第六」の本文「喪出之日、門前燃火」を抜きだしたもので、本文「然」を「燃」に作る。

掲出語「門燎」は『周礼』の付訓語「喪設門燎」に対応するので、『顔氏家訓』の「門前燃火」は掲出語「門燎」と一致せず、和訓もない。これも掲出語の用例の働きをなす。

ちなみに、同じ「風操第六」を出典とする⑧注連では、出典に連続する二語「注連」「章断」を採録したため、最初の掲出語「注連」⇨付訓語「注連」⇨和訓「之梨久倍奈波」が一致するが、二番目の付訓語「章断」⇨和訓「之度太智」は掲出語「注連」に対応しない結果となっている。

以上、⑤傀儡子・⑥長簷車は掲出語と本文が一致するが、和訓がない。⑨門燎は掲出語と本文が一致せず、和訓もない。これらは掲出語の用例・類義語として機能する。しかし、用例・類義語を掲出するならば、あえて『顔氏家訓』を引く必然性はない。

なぜ、『顔氏家訓』でなければならなかったのか。

⑨門燎に関して言えば、『顔氏家訓』本文において、⑨門燎は⑧注連と近接する位置にあった。源順が『顔氏家訓』を参看した際に拾いあげた例をここで活用したのであろう。

総体として、『遊仙窟』同様、『顔氏家訓』もまた、訓戒書として多数の故事・典例を収載し、説話的興趣に富む故事逸話集の一面をもつ。⑤傀儡子の出典「書証」篇などは実際のな学習テキストとしても好適であり、『和名抄』撰述に際して、源順はこうした語彙を類聚編纂したものと推測される。

源順の『遊仙窟』『顔氏家訓』に対する姿勢や引用手法が共通するのは、こうした両書の本質的な類似性によると考えられる。

## 五、むすび

『和名抄』が「師説」を注記する引用書には、「師説」、さらには「師説」が講じられた講説の場が前提となるという見通しのもと、『顔氏家訓』の引用例を調査した。

その結果、「師説」注記二例は、いずれも、『顔氏家訓』自体に付された「師説」と認定するには不確かなものであることが判明した。『和名抄』の用例をみるかぎり、『顔氏家訓』に「師説」が存在したことは疑わしい。

一方、『和名抄』における『顔氏家訓』引用の手法は、『遊仙窟』のそれに類似する。『遊仙窟』同様、『顔氏家訓』本文を直接参看し、対句を同時に採集し、同一形式をもって各項に配置するという手法は、他書や訓釈・音義の類聚書からの孫引きではなく、源順が直接『顔氏家訓』を参看していたことを証するものである。

また、本文のみを引用する形式が『遊仙窟』十四例中三例、『顔氏家訓』九例中三例見られることは、両書を引用すること自体に意義があったことを示す。俗書『遊仙窟』同様、訓戒書『顔氏家訓』もまた、故事・典例を数多く収録し、説話的興趣に富む故事逸話集の一面をもち、実際のな学習テキストとしても好適であった。源順の姿勢が共通するのも、こうした両書の本質的な類似性による部分があったのではないか。

しかし一方、『遊仙窟』とは異なり、『顔氏家訓』引用本文には、源順の苦慮のあとがうかがわれる。このことは源順が参看した『顔氏家訓』に固有の和訓例が豊富ではなかったことを示唆する。『顔氏家訓』には『遊仙窟』のような講説の場やその記録類がなかったか、あるいは源順に伝わっていないか。ひいては、『顔氏家訓』が『遊仙窟』ほどには広い読者層に読まれてはいなかったことを意味するであろう。源順が同じ位相のテキストとして『和名抄』撰述に用いた『顔氏家訓』と『遊仙窟』の間には、このような落差が厳然と存在していたのであった。

### 注

- ① 蔵中進「序にかえて」（蔵中進・林忠鵬・川口憲治『倭名類聚抄』十巻本・廿巻本所引書名索引）一九九九年五月、勉誠出版）。
- 林忠鵬『和名類聚抄』の文献学的研究（二〇〇二年四月、勉誠出版）。
- 尹仙花『和名類聚抄』における『法苑珠林』の間接引用について―『広志』を中心に―（『水門』第二三号、二〇一一年八月、水門の会）
- ② 大槻信「倭名類聚抄の和訓―和訓のない項目」（『国語国文』第八三三号、二〇〇四年六月）。

③ 川口久雄『平安朝日本漢文学史の研究』上、四一―四二二頁（一九八八年一月、明治書院）。

築島裕「中古辞書史小考」（『国語と国文学』第四一巻一〇号）。

④ 小島憲之「上代日本文学と中国文学」上（一九六二年九月、塙書房）

⑤ 小林芳規『平安鎌倉時代における漢籍訓読の国語学的研究』第二章（二〇〇一年九月、東京大学出版会）

⑥ 蔵中進「和名類聚抄と遊仙窟」（『神戸外大論叢』第一八号、一九六七年十月、神戸市外国語大学）。

⑦ 拙稿「律令・仏教・文学の交錯―唐人口語語彙「顔面」をめぐる講説の場―」（『日本文学』第六〇巻第五号、二〇一一年五月、日本文学協会）。

⑧ 注④の前掲書。

⑨ 滝川政次郎「私教類聚の構成とその思想」（『史学雑誌』第四一編第六号、一九三〇年六月）

⑩ 蔵中進「和名類聚抄」所引『弁色立成』考（『東洋研究』第一四一号、二〇〇二年十一月、大東文化大学東洋研究所）。

⑪ 注⑥の前掲論文。

⑫ 黄雪蓮「和名類聚抄」における『遊仙窟』の古訓―図書寮本・観智院本『類聚名義抄』古訓の継承関係について―（『水門』第二四号、二〇一二年九月、水門の会）。

### 〔付記〕

長きにわたる中西健治先生のご厚情と学恩に心よりの謝意を表し、先生の益々のご健康とご活躍を祈念申し上げます。

本稿は、日本学術振興会科学研究費補助金基盤研究(C)「仏教東流と大安寺文化圏―祇園精舎・長安西明寺・大安寺創建説話の背景―」（課題番号：二三五二〇四二二）の成果の一部です。

（大東文化大学外国語学部教授）